

## 「命あるペットの終生飼養に関する条例」骨子（案）に係るパブリックコメント結果公表

- 皆様から御意見をいただき、ありがとうございました。  
 お寄せいただきました御意見と提案者の考え方をお示しします。  
 なお、お一人で複数の御意見をくださった場合は、御意見ごとに1件としてまとめています。
- 意見募集期間：令和8年（2026年）2月18日（水）～3月10日（火）
  - 意見提出者数：21名
  - 公表意見数：39件

整理番号	御意見の要旨	提案者の考え方
1	<p>・動物愛護法では飼い主にペットの終生飼養義務があり、飼い主自身が不測の事態に備える責任を持つべきである。そもそも動物の飼養には費用や後継者の準備が必要で、準備のない無責任な飼い主のために税を使うのは反対。こうした条例をつくと無責任な飼い主が増える。</p> <p>・飼い主の責務については概ね同意するが、市の責務については同意できない。生活に困っている人が多い中で、一部の市民の贅沢品とも言えるペットのために税金を使うのは納得できない。そもそも無責任な飼い主を減らすことが重要であり、市がペットを保護する仕組みは逆効果で無責任な飼い主を助長する。</p> <p>・行政の保護が最後の手段として存在すると飼い主の責任感が薄れ、安易なペット飼育の増加が懸念される。また、限られた予算を必要以上に動物保護に充てることは他の重要なサービスの質低下につながるおそれがあり、社会保障、医療、福祉、教育の充実等の提供で市民生活を守ることを第一に考えるべき。</p> <p>よって、条例で飼い主の責務を定めることは賛同するが、行政によるペットの一時保護は再考を求める。</p> <p>・ペットは飼い主の自己責任で飼育されるものであり、仮に終生飼養が困難なら、自身で新たな飼い主を見つけるべき。市が関与し、血税を使うことには反対。</p> <p>・動物に罪はないが、この条例が施行されると飼い主が簡単に動物を手放すことも可能になるため反対。動物を飼うことは、その動物が死ぬまで責任を負うことである。ペットは法律上は物であり、飼い主が責任を負うべきで、人間の子どもとは異なる。</p> <p>・人間でも、独居の人は死ぬ時のことを考えて、自己負担で業者に依頼している。もし自分で終生飼養できないなら、飼い主が自分で業者を探して費用を負担すべき。少ない年金から払っている税金を動物やペットのために使われることには賛成できない。</p> <p>・飼い主の責務を定めるのは理解できるが、市がペットの一時保護を責務とするのは過剰。飼い主は、自分の意志でペットを飼い始めるのだから、不測の事態をあらかじめ想定して対策しておくのが責任である。この条例は、無責任な飼い主を助長させ、かえって終生飼養の目的が果たせないおそれがある。例えば、子育て支援などであれば社会全体の役に立つが、一部のペットを飼う市民、その中でも無責任な飼い主のために税金を使うのは公平でない。障害児を育てている家庭への支援等、人への福祉が不十分な中、本条例は人より動物を大事にしていると受け取られかねない。公平で人権にも配慮した政策を望む。</p> <p><b>【同趣旨の意見として9件】</b></p>	<p>動物愛護法においては、動物は命あるものとして、人と共に社会を形成するパートナーとして位置づけられていると認識しています。</p> <p>ペットが適切な環境の下で飼養されるための環境整備は、飼い主の責任においてなされるべきであり、やむなく適正な飼養が困難な状況が発生した場合は、まずは家族や親族などが本人の代わりに飼養していただきたいと考えており、安易な飼養放棄等に関して、ペットの一時保護を行うことは考えていません。</p> <p>しかし、やむを得ない事情により飼い主がその責任を果たすことができず、緊急に保護を行う必要があると判断できる場合に、罪のない、命あるペットが適切な環境下で終生にわたり飼養されるべきであるという考えの下、そして「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。」とした動物愛護法の基本原則を踏まえ、ペットの命をつないでいくためのセーフティーネットとして、本条例を提案するものです。</p> <p>また、現行制度においても、一定の条件の下で、動物の引取りや収容を行っており、今回の条例制定により、新たな予算が必要になるとは考えていません。</p>
2	<p>・本条例案は、無責任な飼い主を増やし、制度の悪用や備えの怠慢を招くおそれがあるため、むしろ、高齢者へのペット販売規制など販売側への対策を強化すべき。</p>	<p>ペットの販売規制などについては、営業の自由とも関連するため、国において議論されるべきと考えております。ただし、事業者がペットを販売する際に、終生飼養が可能だと考えられるか確認することを求めるといった啓発活動を行うことや、終生飼養が困難になったときのために事前に準備することを、ひとり暮らしの方に対して働きかけてもらうよう、ケアマネジャーに周知することなどは有効だとも考えるため、実施するよう市に提案することも検討します。</p>

整理番号	御意見の要旨	提案者の考え方
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護法の改正で緊急一時保護について議論が進行中のため、市が先行して条例を制定すると法令との矛盾を生む可能性があるため、動物愛護議員連盟などと連携すべき。</li> </ul>	<p>動物愛護法の改正については、悪徳業者による虐待や多頭飼育崩壊の現場において、所有権放棄の同意がなくとも収容することができる緊急一時保護制度を新設すべきといった議論もありますが、国において具体的にそのような動きが見られず、改正には時間を要するものと考えております。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例骨子案では「動物も命あるものとして尊重されるべき」としながらも、「ペット」を「犬」「猫」のみと限定している点に疑問がある。他の動物も同様に尊重されるべき。</li> <li>ペットは、鳥、虫、豚、ウサギ、ネズミなど多様であるのに犬猫だけを対象にする理由がわからない。こうした点を整理して条例を制定すべき。</li> </ul> <p><b>【同趣旨の意見として4件】</b></p>	<p>枚方市では、現在、犬及び猫を法令に基づく引取りの対象としていることから、その範囲での条例運用を想定しております。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的リスク（所有権の問題、器物損壊罪の可能性）があるといった点を整理して条例を制定すべき。</li> <li>警察が、犬猫が取り残されている状況で事件と判断する可能性は低く、市職員が住居侵入罪で問われる可能性や、市と飼い主の間で民事紛争が起こる可能性があるのではないか。</li> <li>飼い主の自宅に無断で入り犬猫を保護する場合は、不法侵入や所有権、器物損壊の問題がある。</li> </ul> <p><b>【同趣旨の意見として3件】</b></p>	<p>権利者等の同意なく家屋に無断で立ち入りペットを保護することや窓ガラスを割って立ち入りペットを保護することなど、違法を問われる可能性が高いと考えられる行為は想定しておらず、関係者等と連携した上で保護を行うことを想定しております。</p> <p>また、飼い主の意思を確認できる場合に、その意思を無視してでも保護することは考えておりません。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物を保護する職員の身の安全も保証できない。</li> <li>安全性のリスク（職員や動物の怪我）があるといった点を整理して条例を制定すべき。</li> </ul> <p><b>【同趣旨の意見として2件】</b></p>	<p>動物愛護法と同様、本条例は、ペットの終生飼養の責任は、まずは飼い主にあるという考えに立つものですが、仮に保護を行うに至った場合は、必要に応じて捕獲器を活用するなど、安全面に留意して保護することを想定しております。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が保護した動物の飼い主が亡くなった場合、保護動物が殺処分される可能性が高まるといった点を整理して条例を制定すべき。</li> </ul>	<p>枚方市においては、近年、犬及び猫について殺処分ゼロで推移しており、殺処分を念頭に置いた保護は考えておりません。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>「民法698条の緊急事務管理に基づき、市が関係者と連携してペットの一時保護などを行う」とは、具体的にどのような規定になるのか。</li> </ul>	<p>民法698条では、「本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは（略）これによって生じた損害を賠償する責任を負わない」旨規定されているところですが、本条例では、飼い主による終生飼養の責任をまず規定し、その上で、飼い主が適切なペットの飼養ができない状態に陥り、さらに本人の代わりに飼養する方がいない状況下において、ペットの命をつなげることなどを目的に一時的に保護することを想定しています。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットを保護した後に返還するまでの餌代や治療費については、市が負担するのか。市ではなく飼い主が負担すべき。</li> <li>けがや病気のときの動物の治療費は飼い主が払うのか、治療方針でトラブルにならないかについて疑問がある。</li> </ul>	<p>保護に係る費用については、飼い主等に請求することを想定しています。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が預かっている間に飼い主が亡くなった場合の所有権の問題（所有権は消えないので、犬猫が亡くなるまで市がペットを預かるのか）など、法的整備が不十分であるため、市ではなく国レベルで検討すべき。</li> </ul>	<p>飼い主が亡くなった際に相続の権利を有する方等が判明していれば、その方に飼養をお願いすることを想定しています。</p>

整理番号	御意見の要旨	提案者の考え方
11	<p>・本条例案は白紙撤回し、施策内容をゼロベースで再検討すべき。問題点等として、以下の3つがある。</p> <p>1つ目は、条例案が、行政の困りごとの解決を市民への責任転嫁で行っていること。憲法や社会福祉法に基づき、市民の健康と福祉を守る第一義的な責任は行政にあるが、条例案は、飼い主死亡後のペット問題を市民の個人責任の強化により、市民に責任の比重を移す構造となっている。行政が市民に「新たな飼い主を見つける努力」を強いるのは、人とペット双方の福祉に寄与しない。必要なのは、「飼い主がペットと終生一緒にいられるサポート体制」である。</p> <p>英国やドイツのように、飼い主とペットをセットで支援する「実務的な公助」を条例に明記すべき。キリスト教圏と異なり、文化的にボランティアが行われにくい日本社会では、行政がそのサポートをする役割を引き受ける必要がある。</p> <p>2つ目は、各種論文が示すとおり、ペット（主に犬）の飼育は、市民の健康のみならず、市の公衆衛生と財政（社会保障費抑制）に貢献していること。</p> <p>3つ目は、個人責任を重くすることによる心理的負担を考慮していないこと。</p> <p>条例案は、市民にとって事実上の「飼い主としての適格審査」として機能し、準備に自信が持てない市民に、強い心理的ストレスを与える。死後という、極めて不明瞭な時期の譲渡を約束することは困難であり、家族のいない、頼れない立場の高齢者であれば、「飼う資格がない」と確信し、寿命を縮める選択をするという不合理が生じることが想定される。</p> <p>既にペットを飼育している高齢者に、市職員が接触し死の想定という不快な問いかけを行う場合、市民は心理学的な回避学習によって行政との関わりそのものを避けるようになる可能性があり、行政が関与しようとすればするほど、本当に支援が必要な飼い主が潜在化し孤立する。</p> <p>適切な飼育を行う市民に対し、年齢や家族構成、持病などを理由に、将来の不安を根拠として介入することは、市民の尊厳を深く傷つける精神的暴力であり憲法が保障する基本的人権（私生活への不当な干渉の禁止）に抵触し、行政を「助けてくれる存在」ではなく「生活を脅かす敵」と見なさせる要因となる。</p> <p>例えば、100歳まで生きるケースも珍しくない現代で、75歳の高齢者が新たに仔犬を購入することは、終生飼養が可能で問題ないと判断しても、何らおかしくない。</p> <p>必要なのは、「市民の側から頼られる」制度設計であり、条例案は、「人と動物が共生できる社会」づくりに寄与するものではなく、むしろ「飼い控え」という真逆の効果を生む。</p>	<p>動物愛護法においては、動物は命あるものであることが明記され、「動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。」旨規定されています。</p> <p>同様に今回提案する条例においても、飼い主はペットの終生飼養に努めること、終生飼養が困難な場合は新しい飼い主を見つけるよう努めることを規定することを想定しています。</p> <p>人と動物たちとの共生社会の実現の観点からも、飼い主の年齢等にかかわらず、いかなる状況であろうともパートナーであるペットが終生にわたり継続して飼養される状態を維持すべきであることを前提に、事前に備えておくことも飼い主の大きな責務であると考えております。</p>
12	<p>・以前勤務していた精神科訪問看護ステーションで、独居利用者が入院した際に、飼育していた亀を預かった体験がある。入院期間は約1ヶ月で、夏場のため水温管理など特に注意した。</p> <p>その後、その利用者は、精神状態が不安定で飼育が難しくなったため、亀の譲渡を受け飼育を引き継いだ。責任を持って亀を飼育したが、餌代や治療費など少額ながら金銭負担があった。ペットの種類によって預かる期間等も異なるだろうが、金銭的援助があると助かる。</p> <p>ペットが置き去りにされたり、また、預かった際に飼い主と会う機会があれば望ましい。</p>	<p>ペットに関する支援事業については、各自治体による様々な取組を参考に、その在り方について研究してまいります。</p>
13	<p>・素晴らしい条例案であり、ありがたい。高齢になるとペット飼育を諦める人が多いが、一時保護制度は、高齢者や認知症、精神疾患を持つ人でも安心してペットを飼える理由となる。</p> <p>また、代わりに餌やりや散歩をする支援制度もあれば良い。</p> <p>無論、飼い主は、年齢に関係なくペットの終活（ACP）や災害対策を考える責任がある。しかし、そうした責任の放棄によって、支援者が無償で動いたり保健所が困ったりペットの命の危機が起きている。そのため、飼い主とともに市の責務がある条例案はよい。枚方市民が、ペットの課題を「人の課題」として理解することを願っている。</p> <p>・とてもいい案であり、ぜひ条例をつくり、やむを得ない事情で飼うことができないペットを救い、命を大切に扱っていただきたい。</p> <p>・飼い主が亡くなって育ててもらえないペットたちも多くいる中、最後まで幸せに暮らせる制度である。</p> <p><b>【同趣旨の意見として7件】</b></p>	<p>命あるペットが終生にわたり適切な環境の下で飼養されるための環境整備は、動物愛護法にも規定されるように、まずは飼い主の責任においてなされるべきであり、飼い主が死亡した場合または予期せぬ重大な事態が発生するなど、適正な飼養が困難な状況が発生した場合は、まずは家族や親族などが本人の代わりに飼養していただきたいと考えております。</p> <p>しかし、飼い主がその責任を果たすことができない結果、ペットが不遇な状況に陥っても仕方ないとも考えておりません。</p> <p>動物愛護法では、人と動物との共生社会の実現を目的としており、動物愛護行政をあずかる地方自治体がペットのセーフティーネットを構築することもまた、必要であると考えています。</p>

整理番号	御意見の要旨	提案者の考え方
14	<p>・「飼い主が返還を求めた場合は返還する」とあるが、これにより市の保護をペットホテルのように使う飼い主が必ず現れる。動物愛護が過度に強調され、人間の生活や周囲の迷惑を考えない動物好きの人が「よい人」に見られ、動物が苦手な人は「悪い人」と見なされていると思う。動物愛護を免罪符に周囲に迷惑をかける人も多く、その被害を受けている人の声も理解すべきである。この条例は、声の大きい一部の市民の利益を優先しており、不平等で不公平である。市議会は市民全体の利益を考え、条例の要否から十分検討すべきである。</p>	<p>命あるペットが終生にわたり適切な環境の下で飼養されるための環境整備は、動物愛護法にも規定されるように、まずは飼い主の責任においてなされるべきであり、飼い主が死亡した場合または予期せぬ重大な事態が発生するなど、適正な飼養が困難な状況が発生した場合は、まずは家族や親族などが本人の代わりに飼養していただきたいと考えております。しかし、飼い主がその責任を果たすことができない結果、ペットが不遇な状況に陥っても仕方ないとも考えておりません。動物愛護法では、人と動物との共生社会の実現を目的としており、動物愛護行政をあずかる地方自治体がペットのセーフティーネットを構築することもまた、必要であると考えています。</p>
15	<p>・パブリックコメントの実施方法にも問題があり、市の公式パブリックコメントのサイトに掲載していない。正しい形で再実施を求める。</p> <p>・条例で飼い主の責務を定めることには賛同するが、パブリックコメントの実施について、広報ひらかたやSNSでの周知がなく、議会事務局のHPに掲載されるのみでは、市民の意見を幅広く集めたとは言えないため、行政によるペットの一時保護制度については再考を求める。</p> <p><b>【同趣旨の意見として2件】</b></p>	<p>今回実施したパブリックコメントは、議員提出議案に係るものであるため、枚方市議会のサイトで周知を行ったところです。</p>
16	<p>・市が急に入院した飼い主のペットを一時保護する場合、その飼養管理費を年単位で税金で賄うのか。個人の財産である動物を税金で保証し続けるのは適切でない。</p> <p>飼い主が退院後、同じようにペットを飼えるのかも不確かで、十分な運動や給餌ができない状況になれば動物にとっても不幸になる可能性があるため、市が状態を確認せず一時保護を行うのは危険。</p> <p>また、退院後に介護ヘルパーに頼るとしても、介護ヘルパーは、法律上、本人の介助しかできず、ペットの世話はできないと聞く。動物と暮らすことが飼い主の心身の健康によい良い場合もあるだろうから、まずは介護者が動物の世話もできるような条例等の整備を望む。</p>	<p>保護に係る費用については、飼い主等に請求することを想定しています。また、保護を行う期間については、適切な期間を検討し、設定するものと考えています。</p>
17	<p>・ペットの一時保護には、ボランティア団体への物資の支給、医療費の負担、環境整備が必要。そこで、市は、ふるさと納税などを活用し資金を集める方法を模索すべき。他市のように、企業や店舗と連携してPRラベルを作るなどの工夫も必要。枚方市のホームページでは、「寄附の使い道」として「動物愛護のため」の項目が目立たずわかりにくいので、もっと「人にも動物にも優しい枚方市」としてアピールしてほしい。動物保護活動とは、ただ預かって給餌するだけでなく、避妊手術、ワクチン、検査など、様々な対応が必要であり、これらに係る金額等を市民に向けて明確に広報し、現実を知ってもらうことが大切。動物病院とも連携し、保護犬・猫用の医療チケットを作成するなど、市が積極的に関与してほしい。</p> <p>・枚方市が、平成28年度から犬猫の殺処分ゼロを継続していることについて、敬意を表し、感謝する。</p> <p>殺処分ゼロの維持には、ボランティア団体や個人の存在が非常に大きい。近年は、地域猫活動やTNR活動など、行政と市民の協力の重要性も高まっている。そこで、枚方市に対して以下を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふるさと納税の使い道に動物愛護を明確に位置づけ、ボランティア団体への支援を拡充する。</li> <li>○ 保護猫の避妊・去勢手術費用について、全額助成や助成額引上げを検討する。</li> <li>○ 助成対象となる頭数制限の緩和。</li> <li>○ ボランティア団体との協力体制の強化。</li> <li>○ 市ホームページに里親募集コーナーを設置し、市民が保護動物と出会う機会を増やす。</li> </ul> <p>これらの取組を進め、今後も人と動物が共生できるまちづくりを行うことを期待する。</p> <p><b>【同趣旨の意見として2件】</b></p>	<p>殺処分ゼロを維持するためには、ボランティア団体や個人の方々の取組の存在が非常に大きいこと、そうした方々の金銭的な負担も増大していることは認識しています。</p> <p>いただきました御意見を参考にしながら、動物愛護行政をあずかる地方自治体として果たすべき使命をより明確化し、本市全体で動物愛護・福祉の推進が図られ、人と動物が共生できる社会を実現できるよう、提案等をしてまいります。</p>